

秋の全国火災予防運動11月9日(月)～15日(日)

「消えるまでゆっくりに火の元」にらめっ子

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になりました。火災予防意識のいっそうの普及と火災の発生防止、死傷事故等を防ぐことを目的に「秋の全国火災予防運動」が実施されます。

これに伴い市と消防団では、次のような取り組みを行います。

- ① 11月8日、消防団と消防署が合同して市内全域で広報活動を行います。
- ② 火災予防ポスターや火の用心チラシ、広報、CATV、防災行政無線などで火災予防運動の周知を図ります。
- ③ 21時にサイレンを鳴らし、各家庭や事業所での火の元の点検を促します。
- ④ 消防団は、各分団ごとに広報活動や消防水利の点検など地域の実情に応じた活動を行います。

◇住宅火災 命を守る 7つのポイント

(3つの習慣)

- ・ 寝煙草は、絶対しない。
- ・ ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

(4つの対策)

- ・ 住宅用火災警報器を設置する。
- ・ 寝具、衣類及びカーテンなどは、防災品を使用する。
- ・ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置する。
- ・ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

政策部 総務課

☎(23)9315



担当: 洲上

住宅用火災警報器の設置が義務付けられています

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

新築住宅 … 新築された日から設置（平成18年6月1日以降適用）
 既存住宅 … 平成23年5月31日までに設置（5年間の猶予期間）

- 消防職員が住宅用火災警報器等を販売することは絶対にありません。
- 住宅用火災警報器などの設置義務化を契機として不適切な価格（市場価格を超える高額な価格）による販売を行う業者にご注意ください。（個人への住宅用火災警報器は、契約日から起算して8日間以内ならクーリングオフ（無条件解約）の対象です。）
- 国が定める技術基準に適合した日本消防検定協会の鑑定適合品である「NS」マークが付いた住宅用火災警報器の購入をお勧めします。

【設置箇所】

（壁または天井に設置）

- 各寝室
- 階段（2階以上に寝室がある場合）
- 7㎡以上の部屋が、5㎡以上ある階の廊下

※ 台所への設置については努力目標です。



悪質な訪問販売にご注意を!!



「NS」マーク

問 《お問い合わせ》

政策部総務課

☎(23)9315

山内支所総務課

☎(45)2511

北方支所総務課

☎(36)2511

住宅用火災警報器

相談室

（フリーダイヤル）

☎0120(565)911

武雄市消費生活センター

☎(36)6022